

# 大分県報

平成二十九年  
号外（三四）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正……………	一
職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	二
大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正……………	三
児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則等の一部改正……………	三
大分県契約事務規則の一部改正……………	三
訓令 甲	
大分県職員服務規程の一部改正……………	四
臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………	八

### 規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第十五号

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「公立大学法人」の下に「（以下「公立大学法人」という。）」を加える。

第十七条の次に次の四条を加える。

（出資の認可の申請）

第十八条 公立大学法人は、法第七十七条の三の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）

二 出資に係る財産の内容及び評価額

三 出資を行う時期

四 出資を必要とする理由

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

（長期借入金金の認可の申請）

第十九条 公立大学法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により長期借入金金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 長期借入金金の額

三 借入先

四 長期借入金金の利率

五 長期借入金金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

（公立大学法人債券の発行の認可の申請）

第二十条 公立大学法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により公立大学法人債券（地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。以下「令」とい

う。）第二十一条の公立大学法人債券をいう。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 発行を必要とする理由
- 二 令第二十三条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 公立大学法人債券の募集の方法
- 四 発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする公立大学法人債券の申込証
- 二 公立大学法人債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- 三 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書面  
（償還計画の認可の申請）

第二十一条 公立大学法人は、法第七十九条の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- 三 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- 四 その他知事が必要と認める事項

附則  
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十六号

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十六年三月大分県条例第三十五号」を「昭和二十六年大分県条例第三十五号」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項中「地方公営企業労働関係法適用者等」を「地方公営企業労働関係法適用者等」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

条例第十条第一項第二号の表の備考二の任命権者が定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第十条の二第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号から第五号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第四項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と条例第十三条の二第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第十三条の二第一項の指定期間（以下「指定期間」という。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。

4 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。  
（介護時間）

第十条の三 条例第十三条の三第一項の任命権者が定める期間は、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）とする。

2 条例第十三条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二項の育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

第十一条の三中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）を「育児休業条例」に改める。

第十二条の三第二号中「子」の下に「（条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。別表第二において同じ。）」を加える。

別表第二の十九の項中「を含む」を「及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第九条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ」に改め、同表の二十一の項中「条例第十三条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

#### 大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第二条第七号に規定する母子健康センターにおける業務（助産師が従事する場合に限る。）に従事していた者は、この規則による改正後の同号に規定する母子健康包括支援センターにおける業務（助産師が従事する場合に限る。）に従事していた者とみなす。

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県規則第十八号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則等の一部を改正する規則

（児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正）

第一条 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

別表第一中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表の注2(3)中「附則第12条並びに」を「附則第12条、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同表の注3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第二の注2(3)中「附則第12条並びに」を「附則第12条、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

（大分県条例施行規則の一部改正）

第二条 大分県条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

#### 大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第五十五条第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第三号」に、「電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同条第二号中「第二条第十一項」を「第二条第三項」に、「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改める。

第一号様式中「第28パーセント」を「第27パーセント」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五十五条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第一号

本 庁

地 方 機 関

大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十九条の二を次のように改める。

（介護休暇）

第二十九条の二 条例第十三条の二第一項に規定する職員の申出は、同項の指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定願（第二十号様式）に記入し、これに要介護者の状態等申出書（第二十号様式の二）及び同項の要介護者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態を証明する書類を添えて、所属長に対し行わなければならない。

2 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願（第二十号様式）に記入して、所属長に対し申し出なければならない。

4 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため条例第十三条の二第一項に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 職員は、介護休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に願い出てその承認を受けなければならない。  
第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第二十九条の三 職員は、条例第十三条の三に規定する介護時間を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に願い出るとともに、介護時間承認願（第二十号様式の三）、要介護者の状態等申出書（第二十号様式の二）及び要介護者の介護を必要とする状態を証明する書類を提出してその承認を受けなければならない。  
第二十号様式を次のように改める。



第20号様式の2（第29条の2、第29条の3関係）

（表）

要介護者の状態等申出書

(所属長)		申出年月日		年	月	日
殿		所属氏名		⑩		
要介護者	氏名	生年月日	年	月	日	
	職員との続柄	同居	別居			
介護者	職員との同居又は別居の別	同居	別居			
	介護が必要となつた時期	年	月	日	(注1)	

上記の要介護者の状態として、下記の(1)又は(2)に該当することを申し出ます。(注2)

記

(1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。【要介護：】  
 (2) 下表の①～⑩の状態のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	状態		
	1 (注3)	2 (注4)	3
①座位保持（10分間一人で座つていることができる。）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 支えてもらえれば可 (注5)	<input type="checkbox"/> できない
②歩行（立ち止まらず、握り込まずに5m程度歩くことができる。）	<input type="checkbox"/> つかまらな いで可	<input type="checkbox"/> 何かにつかまれば可	<input type="checkbox"/> できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要
④水分・食事摂取	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要 (注6)	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要
⑤排泄	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要
⑦意思の伝達	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> ときどき可	<input type="checkbox"/> できない
⑧外出すると戻れない。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> ときどき可	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日可
⑨物を壊したり衣類を破くことがある。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> ときどき可	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日可 (注7)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> ときどき可	<input type="checkbox"/> ほとんど毎日可
⑪薬の内服	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（注8）	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 本人に関する重要な意思決定 はできない（注9）	<input type="checkbox"/> ほとんどできない

※該当する□に√印を記入すること。

（裏）

(注1) 「介護が必要となつた時期」が、その時期から相当期間を経過したこと等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

(注2) (1)に該当する場合には、要介護状態区分を証明する書類（認定結果通知書、介護保険被保険者証等の写し等）を、(2)に該当する場合には医師の診断書又は保健師等公的な資格を有する者の証明書等を添付すること。

(注3) 1の状態のうち「自分で可」には、福祉用具を使つたり、自分の手で支えて自分でできる場合を含む。

(注4) 2の状態のうち「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」又は認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことをいう。

(注5) 「①座位保持」の「支えてもらえれば可」には背もたれがあれば一人で座つていることができる場合を含む。

(注6) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ること及び摂取する量の過少・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注7) ③の状態（物を壊したり衣類を破くことが「ほとんど毎日可」）には「自分又は他人を傷つけることが時々ある」状態を含む。

(注8) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注9) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組、その日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示又は支援を必要とすることを含む。

年 月 日

(所属長) 殿

所 属 職 名 氏 名 ⑦

家族の介護が必要なため、下記のとおり介護時間を承認されるよう関係書類を添えて  
 お願いいたします。

請求期間 及び時間	期	間	時	間
	年 月 日 から 年 月 日まで	□ 毎日 □ その他 ( ) □ その他 ( )	午前 時 分 ~ 午後 時 分	午前 時 分 ~ 午後 時 分
要介護者	氏 名			
	住 所	□ 同居・□ 別居		
要介護者の 状況	続 柄			
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )		
職員自ら介 護を行わな ければなら ない理由	状 態			
	具体的な 介護の 内容			

(注) 要介護者の状態等申出書(第20号様式の2)及び要介護状態を証明する書類を添付すること。

※ 所属長記入欄

決裁欄	(所属長)	受付年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		□ 承認	□ 不承認

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)
- 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年大分県条例第三号。以下「改正条例」という。)附則第二項に規定する職員の申出は、改正条例第一条の規定による改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十三条の二第一項の指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を介護休暇指定期間指定願(この訓令による改正後の大分県職員服務規程(以下「改正後の規程」という。)第二十号様式)に記入して、所属長に対し行わなければならない。
- 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、改正条例附則第二項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願(改正後の規程第二十号様式)に記入して、所属長に対し申し出なければならない。
- 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、平成二十九年四月一日から附則第二項の規定により申し出した指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間に

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

ついて指定期間を指定するものとする。

大分県訓令甲第二号

本 庁  
地 方 機 関

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十六条第八項に次の一号を加える。

十 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十三条の二第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認める時間

第十六条第十項第二号中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十三条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 臨時的任用職員が部分休業（育休法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）を請求した場合には、任用期間を限度として承認することができる。

2 部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。

第九号様式中「10 休 暇」や「10 休 暇等」を

「(5) 公務災害、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。」

「(5) 公務災害、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、介護時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。」

「(6) 部分休業の請求をした場合は、任用期間を限度として承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。」

附 則